

第十三回 参議院農林委員會會議録第二十二号

昭和二十七年四月十六日(水曜日)午後一時四十三分開会

出席者は左の通り。

委員 羽生 三七君  
理事 西山 龜七君  
加賀 操君

委員

池田宇右衛門君  
滝井治三郎君  
宮本 邦彦君  
飯島通次郎君  
三浦 辰雄君  
三橋八次郎君  
松永 義雄君

衆議院議員

坂田 英一君  
藥師神岩太郎君

政府委員

農林政務次官 野原 正勝君  
農林省農政局長 小倉 武一君  
事務局側  
常任委員 安樂城敏男君  
常任委員 倉田 吉雄君  
常任委員 會田 吉雄君  
常任委員 會田 吉雄君

設問員

農林省農地局 堀 直治君  
災害復旧課長

本日の會議に付した事件

○主要農作物種子法案(衆議院送付)

○急傾斜地帯農業振興臨時措置法案(衆議院提出)

○理事(西山龜七君) 只今から農林委員會を開きます。

第九部 農林委員會會議録第二十二号 昭和二十七年四月十六日

予定に従つて第一に衆議院議員坂田英一君はか二十三名提出、主要農作物種子法案(予備審査)を議題としたします。先ず提案者から提案理由の説明を聞くことにいたします。

成を行ふ必要が生じて来るのであります。歴代の政府においても、このことの重要性に鑑み、つとにこれらの種子の生産及び普及事業のための助成と指導をいたして参つたのであります。その施策は必ずしも一貫性を持たず、さしたる効果も挙げ得なかつたのであります。御承知のごとく優良な種子を確保するには、單なる種子の現品検査を以てしては到底実効を期しがたいのであります。開場において栽培中の農作物につき出穂、穂ぞろい、成熟状況等について審査を行い、優良な種子としての適否をあらかじめ判定する制度を確立し、農民が安心してこれら開場において生産された種子を導入し得るような体制を整へることが肝要であります。これと同時に、開場経営者に対しては勧告、助言及び指導を行い、当該開場産の種子用米穀の供出免除の措置を考慮し、併せて財政的援助を行つて始めて優良な種子の生産確保並びにこれが普及の効果を得るのであります。かかる優良な種子の生産、普及に関する国、都道府県の指導助成の基本方針を確立し、これが制度の恒久化を図るために、今回ここに本法律案を提出したのであります。これが本法律案を提出した理由であります。以下法律案の主要な内容について概略御説明申上げたいと存じます。

米麦等主要食糧の増産を図り、国内においてその自給率を高めますことが我が国の自立の基礎条件であることは申上げるまでもないところであります。従ひまして、施策の重点が米麦の増産に集中されていることは当然であります。米麦の増産のためには、優良な種子を確保し、これを普及するといふことが根本的な方法であると存するるのであります。然しながら米麦の種子につきましても、需要者が極度に現金支出を嫌う農家であり、而も自家採種が出来ますので、優良な種子の導入も、自発的にはこれを行なつていないといふのが実情であります。一方優良な種子を生産するためには特別の技術と管理が必要とされ、その生産費が一般の米麦作に比較しておのずから高くなるにもかかわらず、その収量は一般米麦作に比して低位にありまので、その種子は高価なものとなり、かくては農家の需要の減退するの自然の理であり、従ひまして優良な種子の栽培、普及は到底望み得ないのであります。

ここに國又は地方公共団体がその生産と普及について特別の指導乃至助成を行ふ必要が生じて来るのであります。歴代の政府においても、このことの重要性に鑑み、つとにこれらの種子の生産及び普及事業のための助成と指導をいたして参つたのであります。その施策は必ずしも一貫性を持たず、さしたる効果も挙げ得なかつたのであります。御承知のごとく優良な種子を確保するには、單なる種子の現品検査を以てしては到底実効を期しがたいのであります。開場において栽培中の農作物につき出穂、穂ぞろい、成熟状況等について審査を行い、優良な種子としての適否をあらかじめ判定する制度を確立し、農民が安心してこれら開場において生産された種子を導入し得るような体制を整へることが肝要であります。これと同時に、開場経営者に対しては勧告、助言及び指導を行い、当該開場産の種子用米穀の供出免除の措置を考慮し、併せて財政的援助を行つて始めて優良な種子の生産確保並びにこれが普及の効果を得るのであります。かかる優良な種子の生産、普及に関する国、都道府県の指導助成の基本方針を確立し、これが制度の恒久化を図るために、今回ここに本法律案を提出したのであります。これが本法律案を提出した理由であります。以下法律案の主要な内容について概略御説明申上げたいと存じます。

我が國農業の基本的作物であり、國民食糧の根幹であり、その優良な種子の生産確保並びにこれが普及は極めて大切なものであるにもかかわらず、例へば蕪菜類のごとく他花受精するものを自家採種すれば発芽直後より著しい異型退化の現象を呈するのであります。が、稻麦等につきましても、いわゆる自花受精いたしますため、自家採種が行われ、優良な種子の生産及び普及が最も行われがたいものなのであります。さりとて稻麦等も毎年これを自家採種すれば、遺伝因子の分離、一部自然交雑等によつて種子は品質、生産力共に低下して参りますので、過去の試験成績によつても最小限度一年おきに専門的に採種した優良な種子と更新する必要があるものであります。従つて本法律案にいわゆる種子とは米麦の種子を言うのであります。

開場審査を受けるべきことをその経営者に義務づけたこととあります。優良な種子であるかどうかの判定はもみについでだけ検査を行なつても十分にこれを確認することは困難であり、且つ又、農産物検査法による検査は種子としての合格、不合格を判定することを目的としたものでないものであります。て、どうしても立毛について公的機関が別個に審査して、将来種子として適格であるかどうかを認定すると共に、優良な種子の生産のために必要な指導を加へることが肝要なのであります。これが開場審査を義務づけたゆゑんであります。開場審査に合格いたしました者に対しては、開場審査証明書を交付いたしますことになつておりますので、その開場において生産された種子は一応優良な種子として、農民が安心してこれを使用し得ることと相成るのであります。而してこれら指定種子生産開場において使用すべき種子を供給するためにいわゆる都道府県において原種圃を経営することとし、これらの府県に対して國が所要経費の一部を補助すべきものとし、優良な種子の供給を図ることとしたのであります。

第二に、優良な種子の生産を確保いたしますために、都道府県は種子の生産開場を指定種子生産開場として指定し、指定を受けた者に開場審査を受けることを義務づける一方、國はその経営に要する経費の一部を補助し、その生産費を補償することによつて、一般農民が等量の米麦で以て優良な種子と交換し得る途を拓き、以て優良な種子の普及を図らうとするものであります。なお、指定種子生産開場において生産された米麦については、別途食糧管理法に基く供出の免除を行う方針であります。

第三に、只今申上げましたように指定種子生産開場については都道府県の

第四に、優良な種子の生産を確保し、更にこれら種子の使用を農家に普及させるために都道府県に、市町村、種子の生産者等に対して必要な勧告、助言及び指導を行ふべき義務を課し、これに要する経費の一部を國が補助し得ることとしたのであります。

第四に、優良な種子の生産を確保し、更にこれら種子の使用を農家に普及させるために都道府県に、市町村、種子の生産者等に対して必要な勧告、助言及び指導を行ふべき義務を課し、これに要する経費の一部を國が補助し得ることとしたのであります。

以上のような措置を恒久的に制度化することによつて、米麦の優良品種の確保を図り、食糧増産という国家的要請に応えんとするのが本法案の骨子でありますので、何とぞ慎重御審議の上速かに御賛同を得られますよう、切望する次第であります。

○理事(西山亀七君) なお、本法律案の審議は後日に譲ることになりました。

○理事(西山亀七君) 続いて急傾斜地帯農業振興臨時措置法案の審議に移ります。

なお今日は提案者を代表して衆議院議員薬師神岩太郎君、政府から野原農林政務次官、説明員として農林省農地局河井管理課長、被災者復旧課長が出席せられております。順次発言を許しますから御了承を願います。それでは直ちに質疑に入ることにいたします。

のでありますが、この意味を一つ承わりたいことと、それからもう一つは、この特殊環境下の農業をしてその生産基礎の整備と苛烈な労働条件の緩和を図ることとなるならば、この地区の農民は喜んで安心してその天職に精進することができるといふふうに言つてゐるのであります。それについて私はこの法案の大体の狙いの裏を返すという、非常に低位生産である地区に對してもつと厚くこれを国家財政として援助をすべきである。そういう意味から出てゐると思つておりますが、先にはいわれる積雪寒冷地帯の特別措置の法案が出、今回これが出た。農業が非常に零細化されて困難な採算の下に鋭意その生産に努めておられる農民諸君に對しては全く気の毒で、あらゆる機会を通じて、あらゆる方法を以てその生活を理解し、その向上を図るといふことがこれは当然であること

は言うまでもありませんが、こういう特殊環境から出たので、特殊環境下の農業をしてその生産基礎の整備と苛烈な労働条件を緩和するといふ点から取上げますと、私はこの地区は勿論でありますけれども、更に積雪寒冷地帯もそうでありまして、この山付きの半農、半山林と申しましようか、非常に傾斜地におきまして、傾斜角度は二十度といつたようなものでなくとも、相当な傾斜地に僅かな田畑を耕やしてゐるその農民といふものについて、又再び盲点として指摘しなければならぬことにな

るのだといふふうにも思つてゐるのであります。これに對して政府は先ずこの法案の提案の理由等について、今申しました二点についてどういふふうにお

考えになり、どういふ意味であるかを御説明願ひたいのです。

○衆議院議員 薬師神岩太郎君) 三浦委員の御質疑に答えたいと思つて、第一のつまりこういう急傾斜地に對して国家が既に何らの施設を施してゐないかといふのは、これは實際に對して相當地改良等には莫大な金が年々使われておるのであります。これは多く用水にしろ、排水にしろ、或いは溜池にしろ堰堤の築造にしろ、こういうものが大体において平坦地の施設でありまして、そうしてこういう急傾斜地に對してはこれまでこの特殊地帯に對する施設といふものは殆んど國家の費用を以てなされてゐないのが実情であります。これについてはこの地元住民としまして、これまでではこういう環境の悪い所へ住んでゐることは自分らの不仕合せだ、こういうふうな一つの宿命的な考え方から一種の諦めを持つておつたのであります。またまたこの戦争の中期から終戦後にかけて、特別に供出などが苛酷になりました。特別にこの典型的な急傾斜地帯になりまして、殆んどたんぼといふものを持つてゐないのであります。農作物と言へば麦と甘藷の殆んど交互作用であります。又食糧としてもこれを主食にしてゐるわけでありまして、統制のために漸く一日一人あたり七勺とか最大限一合くらいな米の配給を受けて来たのであります。それでこの主食であるところの米や麦まで大部分取上げられて、そうしてこの食糧の自給に事欠くような状態まで追込まれたわけがあります。又一面においては、課税が非常に重くなつたのであります。平坦地に比較して数倍の勞

力を要してゐるこの地帯において、課税の面においても何らの斟酌といふものは加へられてゐないわけでありまして、こういう点から、地元の農民としてもこれではいけないといふことを自覚して参つたわけがあります。なお私たちがそういう環境の中に住んでおるといふにしても、これは放つておけないといふ考えから、この二十四年の選挙後におきまして、この問題を取上げたのであります。當時はまだ急傾斜地帯に對するところの認識といふものが一般に非常に薄いわけでありまして、委員会からの派遣、或いは関係官庁の技官の派遣、或いは学界からの派遣、或いはGHQからの実地調査といふふうな段階を経まして、今日では一般にこの急傾斜地の状態といふものが認識されて来たわけなのであります。そういうわけで、細かい点は時間を要しますから申上げませんが、大体においてこれまでは急傾斜地に對する特別の施設といふものは加へられていないといふことが、ここでつくり申上げることができると思つてあります。

第二には、積雪寒冷地帯の法律などとの関係もございまして、大体において提案者としての考えを持つておるとは、日本のような山岳国としまして、急傾斜地の田にしろ畑にしろ、これの全然ない府県といふものは殆んどないわけでありまして、全国に分布しておるわけでありまして、問題はその村なり或いは町なり、或いは県なりの全農耕地の場合を指してもよろしいし、又田と畑に分けてもいわけでありまして、その耕地に對するところの急傾斜地のパーセンテージによつてこの間

題は判断すべきが一番妥当ではないか。結局言葉を変えてみれば、百町歩その村に農地がある、そこへ持つて行つて三割や五割の急傾斜地があることは、農業経営の上から言つて、或いは生産性の上から言つて、大した問題ではないと私たちは思つてあります。それが全農地、或いは全畑地に對する急傾斜地が何十%、所によりましては八〇%以上も占めておる所もあるものであります。そういう所がここに一番に問題になるわけでありまして、我々の狙つてゐるところはこういう点を一番に重視してゐるわけなのであります。将来仕合せにいたしましたこの法案が御協賛を得て成立することができますれば、こういう点にできるだけの重点的に施設を施さなくては、予算の関係から言つてもやれないのではないかと、まあそういうことが本当ではないかと、かように考えてゐるわけなのであります。

○三浦辰雄君) そこでこの措置法の二條を見ますと、急傾斜地帯といふものの定義らしいものがここにありますが、この基準といふものは政令で定めるといふふうに譲つてあるのであります。この政令についての案がございまして、一つお示しを願ひたいのであります。その基準ができて、そうしてなお且つ過重な労働を必要とする農地が集團的に……今の御説明の中に集團的についでパーセントの一応例示があつたやうでありますけれども、これら

を具体的に、この法律の對象とするやうなところは、どこだ、どこだ、どういふところだといふことがわかるやうに

一

つお願いをしたいのであります。提案理由のお終いのところに「平坦地農業に比べ平均三倍以上の過重労働の軽減」といつたような言葉も入っているようでありますが、積雪寒冷單作地帯の法の適用に当つても、随分あれが通つてから後いろいろ問題ができたという事実も照しても、この際どういう所に適用するのだからということをお互いに便利である。審議の上で非常に欠くことのできない点だと思ひますが、これについての御説明を願ひたい。

○衆議院議員(農師神谷太郎君) 御尤もな御質疑であります。この点は只今御答弁申上げた中にも幾らかこの点に触れているわけでありますが、問題としては、つまり急傾斜地帯の振興計画といふものを立てます基本となるものであります。これは政令できめることにはなつておりますけれども、大体提案者としての考え方としては、二十町歩くらいを基本として考へる必要がありはしないか、こういうふうには考へておりましたが、ただ問題としては、今申上げたことごとく限りある予算でやらなければならぬのであります。大体まあ農林当局の趣旨によりまして、傾斜度が十五度以上であるものが五十町歩に近い数字になつておられます。それからこれを二十度以上に引上げますと約十六万町歩、約三分の一になるわけでありまして、それでは大体においてはこの法案が表面へ出て参りますという、各所で行くいろいろな御希望とかお説とかを聞くわけでありまして、併し提案者といはしましては、大体傾斜度二十度以上を標

準として進みたい、これをいゆる振興計画の基本といはしたいという考へを持つておられるのであります。従つて言葉を変えて見ますという、約十六万町歩を対象としてこの法律の活用を將來図りたい、かように考へるわけでありまして、もう一步これを具体的にやる場合におきますという、前に申上げたことごとく具体的に法案の中には盛り込まなければ、いづれを先にすべきか、いづれに重点を置くべきかという問題は、今言つたように、全耕地に対する或いは全畑地に対する急傾斜の五割や三割はこの山岳国として全国にあるわけでありまして、これを全面的に施設するということは、これは實際においてできないことである。従つて私は先ほど申上げたことごとく、一方においてはただ抽象的なことを申上げていかんわけでありまして、いづれも二十町歩とか、三十町歩とかいう限界も設ける必要があると思ひますが、一面においては基幹となるものはその町村或いは郡における急傾斜地或いは総耕地に対するところの急傾斜面積のパーセンテージによつて、その多いほどこれは重要視せらるべきもので、そこに重点的に施設が講ぜられることになつてはならない、かように私たちは考へておるわけでありまして、ただこれは衆議院のほうの委員会でもありまして、甚だこの「過重労働」とか何とか、一面においては余りに抽象的な文句ではないかという御意見もあつたわけでありまして、この点は私たちが同感ではございませんが、併しこれを實際に運営して行く点においては、これから先ず本格的な調査を全面的にいたしまして、そうしてこの計画を立て

て行かなければならぬのであります。これは實際の運用面におきまして、農林当局のこれからお骨折りを煩わし、な審議会の審議を経て実行に移されるわけでありまして、私提案者の立場といはしましては、でき得るだけ急傾斜地のパーセンテージの高い所から施設するべきものと、又そこに重点を置かざるべきものと、かように信じておるわけでありまして、なおこの第二條の「過重労働」といふ問題が、これが、これも非常に抽象的な文字ではございますけれども、何故に過重労働になるかというところは、一度實際を踏査してもらつたかたはよくわかるのでありますけれども、普通の者ならば、ステッキを持つて、何も荷物を持たないで登り下りしても息切れのするやうな所でありまして、それが、そこへ肥料をかき上げ、耕作物を荷い下ろし、あらゆる農耕資材を運搬することを年中の仕事としておられるのであります。これは必然的に労働が過重になるというところは免がれない現象なのであります。この労働の過重は傾斜度に正比例するわけでありまして、傾斜が緩ければこの労働はそれほど過重にならない。傾斜度の強いほどこれは非常に過重な労働になるわけでありまして、なお平地に比較しまして労働力が何倍要するといふ問題も、これも抽象的な表現ではあります。傾斜度においてこの平地に比較して労働が非常に多く要するわけでありまして、その点はこの文章に書く場合においては、何倍といふやうな限定した具体的なものは書けんわけでありまして、單にそういう抽象的な表現ではありますけれども、その間の

事情を御了解願ひたいと、かように存するわけでありまして。

○理事(山田七君) お諮り申上げますが、野原政務次官は時間の關係がございまして、政務次官に御質疑を先にしたと思ひますので、どうぞお願ひいたします。

○三浦廉雄君 政務次官がお急ぎのようですから、予算の關係で、今の第二條との關係もあるわけでありまして、今までの二七年度の既定予算の中で、これはおよそどうも基準もなくして漠然としたものだけども、先ずその漠然を土台にしてその地区に振り当てられるところの土地改良といつたものに対する既定の予算は約千九百万円くらいあるといふことを衆議院の説明では言つておられますが、それは何もこの法案が出たつて出なくても別なことなんでしょう。一般のことなんでしょう。そこで政府のほうではこの第六條の第三項、第四項、これらによつて国の財政の支拂い得る範囲内において農業振興計画に基いて補助をする、財政投資をする、或いは金融の斡旋をするといふことをこの法律が出れば約束されるわけなんですけれども、これに対して政府のほうではどういふふうに見ておられますか。私は、勿論農林省におかれましては、当然可愛くてしようがない、或いは別の意味で言へば非常にいたわしく、あれだけ努力しているのにあの生活をして行かなければならぬ農民の側に立つ農林省としては、一も二もなく賛成だろうと思つても、併し前々からいろいろ問題がありますように、農林省はそういうような気持で十分折衝しても、大蔵大臣が巾着の紐

をくつと締めて、どうも全体の財政の規模においても、或いはその緩急の点から言つても、なか／＼これは応じられないといふようなことがままあり勝ちなんで、現にこの間も衆議院では問題になつたらしいが、或る大臣はどうか、議員立法で予算に關連するものをやらせられたんじや迷惑するといふ言葉を使つたために、いろいろ緊急質問等があつたやうであります。そういう点ばかりに、かゝる事案で、それについてこの予算並びに金融に対する農林省御当局の考え方、なおこれを成案いたしますまでの間に大蔵当局とどういふやうな話し合いになつて、どういふやうな自信の下にこういう法案で約束を國民の前にされるか、この案ができたか。この点をお伺ひしたい。

○政府委員(野原正勝君) 急傾斜地の農業振興については、政府ではかねてから考へておつたことでありまして、すでに昭和二十五年以降試験的に段々島に対する実験的な意味もありまして、予算もお話のごとく約千九百万円余りを計上して実施はつたわけでありまして、さういふわけでありまして、これはこの仕事、こうした急傾斜地の帯の農業が非常に特殊な事情の下に置かれておつて、これが當農の改善、生産の向上といふような点を考へますときに、とにかく放つて置かれない、これをどうしたならばより一層生産を高めることができるか、又農民の地位を向上させるかといつたやうな問題につきまして、実は一つの実験的な立場から実施をして参つたわけでありまして、幸い今回のこの法案が議員立法によつて提案されたということに對しましては、政府の考へておりました

をくつと締めて、どうも全体の財政の規模においても、或いはその緩急の点から言つても、なか／＼これは応じられないといふようなことがままあり勝ちなんで、現にこの間も衆議院では問題になつたらしいが、或る大臣はどうか、議員立法で予算に關連するものをやらせられたんじや迷惑するといふ言葉を使つたために、いろいろ緊急質問等があつたやうであります。そういう点ばかりに、かゝる事案で、それについてこの予算並びに金融に対する農林省御当局の考え方、なおこれを成案いたしますまでの間に大蔵当局とどういふやうな話し合いになつて、どういふやうな自信の下にこういう法案で約束を國民の前にされるか、この案ができたか。この点をお伺ひしたい。

○政府委員(野原正勝君) 急傾斜地の農業振興については、政府ではかねてから考へておつたことでありまして、すでに昭和二十五年以降試験的に段々島に対する実験的な意味もありまして、予算もお話のごとく約千九百万円余りを計上して実施はつたわけでありまして、さういふわけでありまして、これはこの仕事、こうした急傾斜地の帯の農業が非常に特殊な事情の下に置かれておつて、これが當農の改善、生産の向上といふような点を考へますときに、とにかく放つて置かれない、これをどうしたならばより一層生産を高めることができるか、又農民の地位を向上させるかといつたやうな問題につきまして、実は一つの実験的な立場から実施をして参つたわけでありまして、幸い今回のこの法案が議員立法によつて提案されたということに對しましては、政府の考へておりました

をくつと締めて、どうも全体の財政の規模においても、或いはその緩急の点から言つても、なか／＼これは応じられないといふようなことがままあり勝ちなんで、現にこの間も衆議院では問題になつたらしいが、或る大臣はどうか、議員立法で予算に關連するものをやらせられたんじや迷惑するといふ言葉を使つたために、いろいろ緊急質問等があつたやうであります。そういう点ばかりに、かゝる事案で、それについてこの予算並びに金融に対する農林省御当局の考え方、なおこれを成案いたしますまでの間に大蔵当局とどういふやうな話し合いになつて、どういふやうな自信の下にこういう法案で約束を國民の前にされるか、この案ができたか。この点をお伺ひしたい。

よりな事務が強く国会において取上げられたのであるということ、この法案が出されたことは、農林当局としましてはむしろ非常に喜んでおられるわけでありませぬ。ただ只今、然らば予算の面はどういうふうになつておるかということでございますが、この法案の通過成立の際は、農林省としましてはできるだけ多くの予算的措置を急いでとりたいと考えておられるわけでありませぬ。これはいづれ補正予算等を組むような機会がありますれば、その機会には何とかしてできるだけ多くの予算の計上を要求いたしまして、実現に当たりたい。

ただこの法案の出る過程におきまして、大蔵省との折衝の経過はどうかということでありませぬが、これは議員立法でありませぬ、政府から出したわけじゃないのでありませぬ、まだ十分大蔵省との折衝はやつておりませぬ。むしろ今後の問題として残されておられます。ただ大蔵省に對しましては、しばしばこういつた急傾斜地に對しましては、この必要があるという点を主張いたしまして、急傾斜地の土壌保全の予算としてまあ少ないながらも或る程度の予算が認められて来ておるといふような事情で、これが一つの法案という形を以て成立をいたしますれば、農林省として大蔵省当局に對する交渉にも一段と力が入るわけでありませぬ。この点は十分努力いたしまして、予算の獲得に努めたいと考えております。

○三浦辰雄君 何か質問が一貫しなくなつちやうののですけれども、これも関連がありますので……。本案について、農林大臣はこの法案が通つた場合には、審議会に對し原案として提出すべき指定地帯、即ち府県乃至は府県の一部に對する指定地帯の腹案がありませぬかと。なぞといつても恐らくこれはお答えがないと思ひますからこれは遠慮いたしますが、この第十五條、これは農林大臣が早速これが通ればおやりにならなければならぬといふ審議会の構成でございます。これについていゆる積案法、積案法冷対策の法律では、御承知の通り国会議員が入つておるといふ問題、それに対して今度はないといふ問題、これは一応衆議院のほうにおかれましては論議されたいのでございませぬが、どうも何かわからぬ、了解に苦しむ点がある、あれをいれたために困るといふような事例はない、併し今度同じようなことだが、それは要らないと言つて、入れないほうがいいと考へるといつたような御答弁をしておられるし、一方では今度関係の市町村長といふようなものを、或いは市町村議會議長といふたようななかたを入れる、そのことは非常に対象とするところが一部の特殊な地帯であるために、利害關係が多いから入れないといふ議論が盛んにされたことは御承知の通りであります、それに対して政府のほうとしてはどういふふうにお考へになられますか、その点をお聞きしたい。それから、お急ぎのようだから併せてもう一つ、これはあと第二條或いは第六條との関連においてもう少し提案者からいろいろ聞いたのちに判断すべきことだと存じますが、或いは必要であれば大蔵省のほうから出て来てもらつて聞いた上で判断すべきことだと思ひますが、大まかにいつてこの法律に對する予算的な裏付けの措置が至急なされなければならぬものであるから、この施行の日といふものを

を予算ができたときにするといふふうにして、わざ／＼これをやりたい、法律だけでもせめて出した、といふ氣持はわかるけれども、その予算といふものを、實際の裏付けといふものを早く手に握る、獲得するために、施行の日といふものをそういう関連の日に施行するといふお考へはあるかどうか、その二点。

○政府委員(野原正勝君) 先ず最初に審議会の問題でございますが、御承知の通り積案法には衆参両院から国会議員が委員として入ることになつておるのであります。これは国会がきめることでありませぬが、政府の立場から申しますれば、有力な国会議員に入つて頂くことが決して悪いどころではなく、むしろその審議会を権威付けるためには大変望ましいことだと考へております。併し、国会の扱い方を伺いますといふと、国会の承認を経なければならぬ、又国会議員は成るべく原則的には入らないことがこの立法院の立場から望ましいことである、或るべく行政には直接タッチしないようにといふようなことが、国会の運営委員会における論議で非常に熱心に言われておつたといふことを伺つております。そこでも積案法は、あれはまあ極く特殊の場合といふことでありませぬので、国会議員が委員に入ることになつたといふ事情を伺つておるのであります。今回の急傾斜地の振興法案には、国会議員の点が最初に案としてはあつたように伺つておりますが、あとから除かれたといふような事情で、その辺のことが結果においてそういうことになつたと思ひのであります。政府

としましては、別に国会議員が入つていいとも悪いとも考へておりませぬ。むしろそうした政府の立場からだけ言ふならば、有力な人、力の強い委員会であることがむしろ望ましいわけでありませぬ、そういうような点はむしろ国会の自主的な立場からおきめ頂くといふことにならうかと存じます。

それから第二の問題でございます、市町村長の問題も、実は衆議院の審議の際に意見がございましたが、これは、見方を變えて言へば、やはり恐らくこういつた急傾斜地の地帯の、いわゆる指定されるような地帯の市町村長が代表者になつて委員に入ることになると、それはまるで利害關係者じゃないかといふような御議論もあつたわけでありませぬが、やはり地方における行政の一番末端における農政の、そういう地帯の行政の第一線にあるところの市町村長の意見、或いは市町村議會議長の意見等がやはり一番端的にその地帯の農民の利害或いは要望といふようなものを現わすことになつていふような見地から言へば、これはやはり市町村長、或いは議會議長といふような者を入れるのがむしろ当然であるかと思ひます。別にそれらの点はただいろいろ議論があつたといふだけで、全体的にいふと悪いといふことじやなかつたといふことではあります。それからこの問題に關しまして、施行の日を予算的措置が十分とれてから施行したらいではないかといふ御意見、無理からぬ御意見であると思ひますが、これはやはりこの法律ができました以上は、直ちにいろいろ準備をする、そうして審議会等も設

け、或いは又地区に指定するといふたような準備作業がある、その準備作業が前提となりまして、そこにそれらに對する予算化の問題が具体的に上つて来るのじやないか、そう考へますときに、やはり仕事そのものは予算がなければ十分な仕事ができないわけでありませぬが、地区をどうするか、どういふような仕事の内容をすすむか、いわゆる農業計画等を進めますには、やはりその予算がなくとも一応法案の成立後適当な時期に施行されるという形をとることになつたほうが行政的にはいいのではなからうかと思ひます。ただいながら、この法律ができるできないにかかわらず、実はすでに組まれておる予算があるわけでありませぬ、この法律ができませぬれば、一応この法律の内容としての仕事の分には振向けられる予算と申します、準備が千九百五十数万円ございませぬので、それで今まで予定しておりました分についてはそれで充當して行く、足りない分については成るべく早い機会に補正の措置を講ずるといふようなことにはなれないか、又法案が通過しました場合におきましては、そういう考へ方の下に農林省としてはその責任を果して参りたいと考へております。

○三浦辰雄君 今政府、農林省として、特に農林省としてはさつきから言つていふような氣持から何でもかでも早くこれが通つて、少しでも救われる農民の多いことを望むといふ氣持はわかるので、あえて重ねて申上げようとは思ひませぬが、今の千九百万円余のすでに通つていふ予算といふものを使つてといふ言葉がありませぬが、それ

準備をする、そうして審議会等も設

準備をする、そうして審議会等も設

あれはあれの目的があつて使う。今度の法律ができましたとき、例えば農業振興計画を定めるところのものに振替えて使うとか、或いは審議会を作つてその審議会の会合費にそういうものを流用して使うとか、そういうようなことが出来る種類の金ではないと思つたのですが、そうされる気があるのですか、その点をちよつと。これは誤解があるかと思つたのですが、もう少し説明をして頂きたいと思つた。

○政府委員(野原正勝君) この千九百

万円のほかに実は特殊土壌地帯の調査とか、或いは急傾斜地の調査といつたような、いわゆる調査をするという目的の下にあらかじめ組んだ予算があるわけでございますけれども、それでもつて一応調査等に使う、勿論足りませんので、これは部内においてそれぞれの機関とも十分打合せ連絡の上で、流用のきくものがあれば経費の流用をしまして、とりあへず調査等の仕事をしなければならぬ一応もと金になりましますものはそういう調査費を一応使つて行くということで、この千九百数万円というものはこれは恐らく補助金としてすでに組まれている、それらの仕事はすでに大体継続でやつておられるものもありましようし、新規でやるものもありましようが、一応調査が済んでおるといふものもあるのですから、これはまあ予定の通り補助金として出すようにしてやつて行くことに考へておられます。

○三浦辰雄君

そこまで熱を入れられるというその熱意に対しては感謝に堪えないのですけれども、私はなまじつか流用くらいで以てちよつとやるというこのスタートでは、折角い

ば殊に提案の理由なんかを見ますと、大上段にこれこそは唯一の盲点を突くものなりというふうな言ひに出して居る。又我々も実現をそういうふうにして厚くしてもらいたいが、その内容に対して何か小さく丸まつてしまふのではいかかと思つた。これは意見の相違になりますから、私はその点について一層御留意を願ふこと、一応政務次官にお聞きしたいという問題はこれで打ち切りたいと思つた。

○宮本邦彦君

政務次官に一つだけお聞きしたいのですが、現在国土総合開発法が改正法案になつて提案されて居ると思つたのですが、国土総合開発法で以てこれと同じようなことが出来るのかどうか。私はなぜかと思つた。申上げるかと思つた。こゝろいつた法案というものはこれは新しい農業政策として、新しい性格的な農業政策の一つのあり方として一つの進歩じやないかと思つておられます。ただそれに国土総合開発というふうなそういう大きな網をかぶせてしまふという、それがその中に取上げられるというふうな都合に持つて行かれると、これが又折角そういう性格的な農業政策が、一つの新しい見解がいつのまにか潰されてしまふのじやないかと思つた。懸念が多分にあるのであります。そういうことがあり得るかどうか、そういうことを次官からお聞きしたいと思つた。

○政府委員(野原正勝君)

非常に根本的な重要な問題なものであります。国土総合開発法が真に国土全体を十二分

に活かすその質と内容を持つておるならば、それはそれでできないことはないと思つたのであります。実際問題として、まあ極めて日本農業の複雑にして且つ多岐、いろんな地域によつてそれらの性格を持つておる農業或いは農地という問題に關しまして、ことごとく十分なる満足を與えるようなことが恐らく不可能であらうと私は思ふ。そういう点ではやはりこゝろ積雪寒冷地帯に対する問題であるとか、或いは又南九州方面の特殊土壌の根本的な解決の措置、或いは又四國、中國或いは関東地方までも含まれて居るであらうと思つた。こゝろ急傾斜地というふうな問題、まあこれらがそれらの地域における農業振興に非常に細かな配慮の下に役立つならば、こゝろした法案が漸次整備をされることに問題になりまします。ただそればらばらであつて、それが全体としての調和を欠くことになつては、これはどうかと思つたのであります。こゝろいう点ではやはり農政が一つの正しい方向の下に調和された姿で均衡のある農業政策という形に行くためには、或いはそういうしたばらばらと申しては失礼であります。その必要に応じてできた臨時措置法というものは、或いは又いつの日か一つの統一のある行き方にてこれを引戻すというふうなことも、ときにはあり得るのじやないかと思つたのであります。ただこれらのも

○政府委員(野原正勝君)

を單に国土総合開発法といつたような大きな網だけで日本農業の特殊な問題をこゝろ解決するといふことは私は不可能であらう。ましてや総合開発法ができたけれども、今度はその促進法を作るといつた段階を見ておられます。それを以て農林省は安んじてこの問題をすべてをお任せするといふか、それによつて安心をするわけには行かないという段階にあると私は考へておるのであります。

○松永義雄君

今ちよつと同僚議員と相談して見たのですが、この法律は人道主義的な立場からこゝろいう法律を提出されておるのか。それとも経済的意義を持つものであるという点から提出されているのか。その一点だけから提出されているのか。別の言葉で言ひましよう。氣の毒だからこゝろいう救済法案を提出することにしたのか。それとも経済的意味を十分持つておるからこゝろいう法律を出したのか。どちらか……

○政府委員(野原正勝君) これはむしろ提案者のほうからその提案理由として申上げるのが至当と思つた。ただ私に對する質問でありますから、私の見解を申し上げます。これはやはり農業生産力がこれによつて相当高まるであらう、又農業の労働価値が非常にこれによつて集約化され、合理化されるという点に問題があるかと思つたのであります。ただそれが期せずして、誠に今までは一生懸命働いてもその生産性が低いために非常に恵まれなかつた農村地帯が、これによつて救われるという結果になることを我々は非常に期待しておりますけれども、單なる人道的な立場だけから取上げたものではな

○松永義雄君

その次に、この「畜産便り」という本を讀まして頂いたんです。これが配付になつております。三月月号です。昭和二十七年三月一日発行の三月月号の、「日本における酪農の振興」という題目、エミール・フエンガー、翻訳物ですか、とくに傾斜が急で、岩の多い所は開墾に不適當で、このようなのは永久的の牧野として家畜の放牧に利用することがもつとも経済的である。こゝろいう文句があるのです。この第二條に規定してある農地という意味ですが、これは広義に解釈してよろしいのか、狹義に解釈してよろしいのか、と云ふことなんですが、これは広義に解釈して置いたほうがいいんじやないかと考へるから質問したのであります。

○衆議院議員(藤野野矢君)

今松永さんの御質問の意味の広義に解釈するかどうかという問題は、恐らく広義と云へば牧野を包含するという意味ではないかと私思ふのであります。この提案者といつたしましての考へ、及びこの定義として第二條に表現してあります趣旨というものは、既耕地を指すのであります。田或いは畑を指すのであります。この山間部のほうに相當ある焼畑式の耕法による一時的の傾斜地などもこの中には提案者としては含めていないわけであります。これは焼畑式の耕法は全国に至るところに見ることが出来るのであります。これは三年なり五年なり七年なり耕作しなすといふと、これは荒してしまつて植林をする、植林をして又再び今度樹木

の伐採あとを開墾しまして、そうして一面火をつけて焼いて、そうして簡易な耕作方法をとつております。山間地にはこういうのは殆んど傾斜地を形成してありますけれども、こういうものもこのうちには提案者としては含めていないのであります。純然たる既耕地を指しておるのでありますから、さうに御承願したいと存じます。

○松永義雄君 そうですと、この今の「畜産便り」から受ける解釈によりますと、第二條に規定してある農地というものは経済的に成立して行くもののみを指しておるのか。それとも気の毒だから力添えをするんだという人道的な意味を含んだ意味においてこの農地というものを解釈しているのか。

○兼藤院議員(農師神谷太郎君) 先ほど三浦委員の御質疑の中にもちよつとお答え申し上げたのであります。が、無論今野原政務次官が答弁いたしましたように、経済的立場からこの問題を取上げたのであります。ただそこには人道的な意味も加味されておること、これは申すまでもないことではあります。大体急傾斜地帯は瀬戸内海、言葉を変えて申しますと、中国、四国、それから近畿の一部、静岡、神奈川、それから関東のほうの群馬の方面というふうな大体分布状態がなつておりますが、この急傾斜地帯はとにかくどういふ工合で発生したかちよつと起源はわかりませんけれども、我々のほうの起源を推定して見ますと、水道方面は漁業が主であつて、そうして漁業するために食糧だけは自給しなければならぬという必要度から麦、或いは甘藷を作つたもの、むろん今のよう

に沿岸漁業の不振の時代と違つたのでありまして、我々の子供時代にもああいう豊後水道から瀬戸内海の漁業は実に盛んであつたのであります。むしろ漁業が中心で、そうして食糧の移動交流が極めて不円滑な時代でありますから、食物だけは作れという必要度からああいう急傾斜地帯を開墾したもので、かように思つておるのであります。が、今日としては沿岸漁業が非常に不振になつて来たものでありますから、むしろ農耕のほうに主力を置かなければならぬ。ところが一方においては耕地は狭いし、そういう環境は悪いし、人口は平坦地比べて見るといふと異常に人口が稠密しておるのであります。これがこの急傾斜地帯の特異性とも申すべきものではないかと思つておりました。これは和歌山県にいたしても、我々の県でも、中国の方面でも、つまり海岸沿いに多いのであります。この急傾斜地の模範的な、典型的なものが多いのであります。その地帯は、山の岩盤でない開墾し得る範圍は山のつぺんまで開墾して、なお一人の農家あたりに三反とか四反とかいふような極めて零細な農家が密集しておるわけでありまして、こういう点から見まして、先ほど申しましたごとく、この平坦地に比較して数倍の労力を要するのでありますから、非常に過重な労働を余儀なくされておる半面、一労働力当りの生産性というものは極めて低いわけでありまして、どうしてこれを、家畜を何しませぬ、牛馬の耕耘に使用できるような傾斜地はまだ生やさしいのであります。牛馬の通行さえも許さない地帯が多いのであります。どうしても人力のみによらな

ければならぬのでありますから、公の施設によつてこの点を緩和するということが経済的に大きな意義を持つものであります。他面やはり人道的に見て、これらの恵まれない環境におる夥しい数の農民の生活というものを改善するということ、単に経済面のみならず重要な意味を持つものとかように私たちは信じておるわけでありまして、松永義雄君、この漁業の不振になつたということなんですから、一応が人口稠密で農家の二男三男が非常に多いということであると一応仮定して、漁業のほうに補助を與えて、そうして漁業を奨励して行つたら成立つてはどうか。それでも成り立たぬのだというふうな事情になつておるのであるか。

○兼藤院議員(農師神谷太郎君) これは私が何の文獻によつて申し上げたのではないのであります。瀬戸内海とか或いは豊後水道地帯の我々の地元における全国的な典型的な急傾斜地帯の発生起源と申しますか、山のつぺんまでも開墾しなきてはならないという必然性というものは、最初は漁業中心で、そうして食物だけは作る、漁業をやらないときに、或いは家族がかかつて食物だけは不自由でも麦なり半なり作るという考えで始まつたものが、今度は逆にやつて来ておる。従つて非常に人口の稠密しておるということが特徴であつて、従つてつぺんまで耕やしても一農家当りの耕地面積というものは数反歩に過ぎないというふうな零細なものになつておる。

労働が必然的に随伴するのでありまして、非常に経営上に今日苦しい立場に漸次漁業の不振と相俟つて追い込まれつつあるというのが今日の現状だと、かように見ておるわけでありまして、併しこれは私何の文獻に基いて調べたわけではないのであります。一般にどうして平坦部の少い所はそういうふうな急傾斜地帯を開墾するの必要に迫られることは、これは申すまでもないことではありますから、いろいろ発生起源はあると思つて、ただ我々の考えで見ますと、そういう気持が濃厚にするわけでありまして、どうして今日の状態ではこういう法律を制定して、そうして国家的の、或いは府県の協力によつて施策を講じるよりほかの方法はないのであります。以前には分村計画などを頻りに具体的に職時中にも考えられたのでありますけれども、実際にいって分村をしてどこに連れて行くかということになつて来る。具体的には非常に大きな問題にぶつかつて、なか／＼実現ができたのであります。それが大体における実情であると、かように私たちは見ておるわけなのであります。

○松永義雄君 お役所のほうで何か只今のお話に補充するようなことがあつたら、もう少し具体的に述べて頂きたいと思つておる。

○説明員(堀直治君) 只今提案者のほうからお話になりましたのは、豊後県に於いての事情でございますが、急傾斜の畑をなぜ存続しておかなければならないかというところは、いろいろな面から考へて見なければならぬと思つておる。現在農林省といたしましては、お話のように余り傾斜度の強い所には

開墾計画は立てないようにしておりまして、普通平均十五度以上の所は牧野その他として使うように、或いは薪炭林として使うように残す、特殊な場合で、特に経営規模が小さくて、その地域については経営面積を増大させるために止むを得ず行つた場合には、特に二十度程度のものであつておるといふのが実情でございます。ところがここで問題になつております傾斜地というものは、相当古い時代から開墾されておる。而も現在その開墾されておる面積が、例えば豊後県におきましては平均で四反九畝、宇和島市において、三反四畝、入幡浜市において三反六畝といふふうな、非常に一戸当りの平均耕作面積が少いわけでありまして、こういうふうな所では経営の非常に僅かな耕地といふものを捨てて、そういうものはほかの業につかせるか、或いはどこか入植ならば適当な所に付かせるか、ということも一応は考えられますけれども、実際問題といたしましては、なかなか開墾地そのものもそう急にできるわけではございませんし、又一方農家の人口といふものもますます／＼殖えて行くといふようなことからいたしまして、何とかかどういつたような生産度の低い農耕地をもう少し補助してやる必要があるのではないだろうかというふうなことから、先ほど政務次官も言われましたように、土壌保全という問題が叫ばれて来たわけでございます。こういうふうな急傾斜地におきましては、一年のうち上の耕作地になるところの土壌が、甚だしい所においては五ミリ以上一センチというくらいのもものが毎年雨その他によつて流されてしまひ、だん／＼流された結果において山

開墾計画は立てないようにしておりまして、普通平均十五度以上の所は牧野その他として使うように、或いは薪炭林として使うように残す、特殊な場合で、特に経営規模が小さくて、その地域については経営面積を増大させるために止むを得ず行つた場合には、特に二十度程度のものであつておるといふのが実情でございます。ところがここで問題になつております傾斜地というものは、相当古い時代から開墾されておる。而も現在その開墾されておる面積が、例えば豊後県におきましては平均で四反九畝、宇和島市において、三反四畝、入幡浜市において三反六畝といふふうな、非常に一戸当りの平均耕作面積が少いわけでありまして、こういうふうな所では経営の非常に僅かな耕地といふものを捨てて、そういうものはほかの業につかせるか、或いはどこか入植ならば適当な所に付かせるか、ということも一応は考えられますけれども、実際問題といたしましては、なかなか開墾地そのものもそう急にできるわけではございませんし、又一方農家の人口といふものもますます／＼殖えて行くといふようなことからいたしまして、何とかかどういつたような生産度の低い農耕地をもう少し補助してやる必要があるのではないだろうかというふうなことから、先ほど政務次官も言われましたように、土壌保全という問題が叫ばれて来たわけでございます。こういうふうな急傾斜地におきましては、一年のうち上の耕作地になるところの土壌が、甚だしい所においては五ミリ以上一センチというくらいのもものが毎年雨その他によつて流されてしまひ、だん／＼流された結果において山

開墾計画は立てないようにしておりまして、普通平均十五度以上の所は牧野その他として使うように、或いは薪炭林として使うように残す、特殊な場合で、特に経営規模が小さくて、その地域については経営面積を増大させるために止むを得ず行つた場合には、特に二十度程度のものであつておるといふのが実情でございます。ところがここで問題になつております傾斜地というものは、相当古い時代から開墾されておる。而も現在その開墾されておる面積が、例えば豊後県におきましては平均で四反九畝、宇和島市において、三反四畝、入幡浜市において三反六畝といふふうな、非常に一戸当りの平均耕作面積が少いわけでありまして、こういうふうな所では経営の非常に僅かな耕地といふものを捨てて、そういうものはほかの業につかせるか、或いはどこか入植ならば適当な所に付かせるか、ということも一応は考えられますけれども、実際問題といたしましては、なかなか開墾地そのものもそう急にできるわけではございませんし、又一方農家の人口といふものもますます／＼殖えて行くといふようなことからいたしまして、何とかかどういつたような生産度の低い農耕地をもう少し補助してやる必要があるのではないだろうかというふうなことから、先ほど政務次官も言われましたように、土壌保全という問題が叫ばれて来たわけでございます。こういうふうな急傾斜地におきましては、一年のうち上の耕作地になるところの土壌が、甚だしい所においては五ミリ以上一センチというくらいのもものが毎年雨その他によつて流されてしまひ、だん／＼流された結果において山

のつてんにおいてはもう岩ばかりが出て来るといふようなことになりまして、従つて平坦地に比べて生産の枚量も非常に少いわけでありまして。こういったようなものを防ぐ方法というものがもう少し計画的に、これらの地帯に對して排水路を設けるとか、或いは道路をこれに設置してやるとか、或いはなことで、洗れた土砂を上へ運び上げることが容易ならしめるとか、或いはその前に土砂を流さんように工夫するといふようなことが最も必要と思ひまして、土壌保全の施設を計画し、現在まで数カ所実施に移しておるわけでありまして。その結果非常に効果が現われまして、こういったようなことをして行けば、こういった急傾斜地といへども或る程度経済的な経営ができるという確信を得ておるわけでございます。そういったような関係から、現在あるこういった急傾斜地を牧野として使つていふよりは、やはりこれはその土地々々内で畑ならば畑としてつと経済効果を高からしめるといふことのほうが適當であらうと考へておる次第であります。

○松永義雄君 私質問を留保します。先ほど三浦さんが質問中であつたのですから……

○三浦辰雄君 政務次官に對する質問を求められたので、途中で、薬師神さんのほうへの質問が半端になつてしまつたのであります。まあ野原政務次官からのこの予算の関係、第六條等の関係から見てもまださつぱり大蔵省のほうとの間についてはないと言つて。提案者のほうから言へばどういふことになつておりますか。その点も一つ伺いたいのであります。こういったような状況下であるだけに、私は又最初の質問の続きとして申し上げたいのは、第二條の「政令で定める基準」とか、それから「過重な労働を必要とする農地が集団的に存在する地帯」といつたような、この問題をやはり飽くまでも明らかにしておかなければならない。できれば農林大臣が審議會を作つて、それに諮問をすべき、指定を望むところの府県、地区といつたような程度までは提案者におかれてもよろすに準備をしてもらいたい。こういった趣旨なんだからして、行政府としてはやれといつたよりなところまで行かなくては、私は議員立法のいわゆる性質からいつて欠けておるのだと私は指摘しなければならぬ。従来とかく政令、省令等の政府立法の場合、省令、政令等について審議の際に求める。そうしてその内容をいろいろ審議の対象として全体の法案の構成、その効果と意義、そういったようなものを判断して審議していたのには言つてもいい。ところがそういった審議した結果できる法律というものが、国民の側から非常な思いもよらなかつたような政令が出たり、省令が出て来て運用に困る。その運用に困つた点をその審議して採決、可決した議員さんの所へ持つて来て、先生あの法案というものは一体どういふような運用をされておるのだとどういふようなことを訴えられて、そして啞然としておる。どうも政府のほうの側は勝手過ぎる。通すときだけはうまくいふこと言つて通すけれども、その運用に至つては全く独断的な線が出て来る。これは誠に国会の審議の内容を無視したものであつて、誠に許すべからざるものである。官僚の一種のフアツシヨじやないかといふようなことは往々聞く言葉なのであります。私は少くとも大蔵大臣からいへば好ましくないような、先般も引例いたしましたのが、迷惑だと思はれる部類に属するようになつた。農林省がこれを歓迎して、又それが法案を議員さんが折角お作りになつて、農林省がこれを歓迎して、又それが非常に期待を持つて待つておる。そういった法案は俺が作つたんだなどというふうな、我々が作つたんだなどぞというふうな、我々が作つたんだなどぞの成果として確保すべきところの途を講ずべきである、こういったふうな思ふのであります。で、くだいようであります。是非とも私はこの第二條に示すところの「基準」、或いはこの「地帯」といふものを大よそ明らかにしておくべき絶対の私は必要性を認めるものなのであります。

な併せて申し上げますが、先ほど薬師神さんの提案者のほうの御説明に、「土地の傾斜度」といふものと、「過重な労働を必要とする農地」といふものが並行的であつて、同じ意義の言葉であるかのごとき御説明があつたのであります。私はやはりこの法律に書いてあるように、そうではなくて傾斜度及び土壌の浸蝕、土地保全に関するところの観点から見た基準として「過重な労働を必要とする農地」といふ言葉があると思ふ。この「過重な労働を必要とする農地」といふのは、結局農業労働の低生産性、そこに投下いたしました農業労働に對するところの対価、收穫といふものが非常に少いのだといふよ

うな問題も今日当然考えられるものじやないかと思ふ。そういったものを含めて、私はこの問題について提案者、又審議するほうも当然この第二條についてはどこまでも明らかにして、これで行かなくては途中で妙な、法案は通つたけれども、どうも財政の都合でうまく行かない。ほんの申訳的にこの法案を通した、提案者が出した、又我々も賛成した、その趣旨とはまるで似ない、期待されないところの効果しか挙げないといふことになる。これが、何だかわかるような気がするものであります。この点をしつこく伺うのであります。提案者如何でありますか。

○参議院議員(薬師神君太郎君) 三浦委員の御質疑、私も大体においては同感なのであります。併し具体的に反対かといへば、そうでもないものでありますけれども、先ず第一の予算措置の問題であります。これは政務次官から申上げたので蛇足を加える必要はないのであります。まだ三浦委員もはつきり得心をされてないわけでありまして、これはお説のごとく千九百五十幾万円という土壌保全の予算といふものは、これは急傾斜地帯法案の提出、或いは成立を見越して組まれたものでは無いのであります。ないものであります。これはこの法案が成立いたしますれば、ここに十分使える性質を持つた予算なのであります。現に先ほど農林当局から説明がありました。このエロージョン防止の問題にモデル地区といふものを設けて、この事業費が使われ来たつたのであります。このエロージョン防止は

単に急傾斜地帯のみではありませんが、急傾斜地帯の将来振興計画を図る上において、その問題の必要度の上から申しますれば、このエロージョン防止の問題も中心課題となる問題である、かように思ふわけでありまして。とにかく提案者の意図をいたしましては、どの途一千万や二千万の予算を以てこの問題を運用することはできぬのであります。別にユートピアの気持を持つておるわけではないのであります。大蔵当局のほうにも提案者側といたしましては、関係者に十分折衝いたしまして、或る程度了解と申しました。殊にこの急傾斜地帯は大蔵大臣の出生地の広島県も非常にこの急傾斜地の本場でありまして、この問題に對する大蔵大臣も非常に認識が深いわけでありまして、これまでの段階にいろいろ折衝いたしましたのに、十分この法案が通過すれば、來たる補正予算の時期には相当額のもの確保でき得る我々は見通しを持つておるわけでありまして、なおこれが成立いたしますれば、皆さんがたの農政に御関係のかたがたのなご一層の御助力をお願い申し上げなければならぬと、かように考へておるわけでありまして。

次に、この第二條の御意見であります。これは参議院の委員会においても一番中心になつた問題であります。お説の御意図はよく私わかつてあります。ただ問題は、この傾斜度の問題もここに法案としては語つておりませんが、この問題も今農林省にも、農林省自体の調査に基く確かな資料といふものはないのであります。従つて先ずこの臨時措置法ではあります。

早急に必要なのはこの法案が通過しなければ、全面的にこの調査をしなければならぬ、かように思うわけでありまして、果してこの二十度以上が、我々は二十度以上を目標といたしておりませうけれども、この運営の上において、行政上の措置といたしましては、或いはもつと傾斜度の低い点からこれを採用しなければならぬという様な場合も予想できないことはないものであります。これを法案の上に具体的に盛り込むことについては我々も躊躇をさせられたわけでありませう。なお又、先ほども触れましたが、特に反別、その町村なり、或いは郡なりの急傾斜地の反別を基準として施策をするかというこの基準を具体的に現わすという問題も先ほど申し上げましたごとく、非常にデリケートな問題でありまして、この限りある予算と、この膨大な急傾斜地帯とを眺み合せてみます場合に、単にこの地域、或いは郡における区別のみを基準にはできない場合が多いのではないかと、こういう考えを以て、そこに一面から言へば融通性と申しますか、行政上の幅と申しますか、取捨のでき得るような余裕をこの法案には残したわけでありまして、この点は農林当局において立案して、それで審議会にかけて最後に決定することを別に責任転嫁の意味ではございません、我々もさういふ点を除けたわけではないのであります。これを具体的に数字に現わすという事は非常にこれは問題じやないかと、かように提案者は考えたわけなんでありませう。他意あるのではございませぬ。

○三浦廣雄君 私は今御説明なされておる農師さんの誠実な気持というものは

わかかるんです。わかかるんですが、国会という、それから議員提案というその法案の性質から言へば、私はそういう融通性があるという事もわかるのでございませう、これを大よそのところを明らかにして、政令案とか、基準、それから地帯という様なものについてやつぱりこれを明らかにして、この際これを審議しないでは、この審議が一体何を審議したかということになるのではなからうかと、私はえらいどうもしつこいようでありませうけれども、どうもその点が解せない。少くともそういうように、今後議員立法の場合にはこれに限らず、その狙つて居るところを明らかにして、そうして政府が四の五の言つてお茶を濁さないように仕組んだものを渡して行くという様なところまで行かなければ、私は意味はないのだと思ふのであります。勿論これについては私は今の場に出せとは言いませんけれども、是非この審議の過程においてお出しになるように強くお願いを申上げるわけでありませう。若しこれに対して政府の側として、この法案の過程において或いは相談を受け、或いはいよくこれが通るとなれば、実施の担当を受け持つ側としてどういふふうか考へて居るという問題があるならば、それでも参考になりますから、場合によつては止むを得ないかも知れないが、どうも併し議員立法の態度としては、又望まじきところの姿としては、諦められないです。提案者側においてはこれをびつたりするといふ問題が一つ必要だと思ふ、それですつき農師さんのお話で、大蔵大臣は広島であり、どうもこの事情には通じているから万間違ひはあるまいと言

うけれども、それはただ大蔵大臣の個人的な問題であつて、若し大蔵当局として何かそれに対して色よい返事を仮にしたというならば、その規模というものはどうしても前提としたものではない。私は返事のしようがあるはずがない。だから誠にどうも御説明に對して疑いを差し替ひような場合で、工合が悪いのでありますけれども、私はそうでなければ大蔵大臣としても困る、でありますので、どうかこの点を第二條を一つ明らかにしたいといふことを強く要望を申上げます。

なのおさつき閣下質問としてしたかつたのであります。これは細かいことではあります。この「過重な労働を必要とする農地」、いわゆる低生産という観点から言へば、果樹園といつたようなものはこの際対象として入るのかどうか。恐らく入らないだらうと思ひますが、その点を参考までにお伺ひしたいと思ひます。

○農林委員(農師岩本君) 今の予算措置の問題であります。これは誤解があつても困りますから、なお御質疑にもありますけれども、一言触れたいと思ひますが、これは公式の席上で大蔵大臣が声明したわけではないのでありますから、こういう所でお伺ひのどうかと思ひますけれども、これは個人的と言わなければならぬのであります。私の言つた意味は、大蔵大臣のつまり故障がこういう急傾斜地帯であるので、急傾斜地という問題については非常に理解と認識を持つておられるのでありますから、話しても早わかりがするわけでありませう。それではこの法案が成立しますれば、大体努力するといふことはこれはまあ大蔵大

臣はもとより、大蔵当局の主要な担当者も申しておるのであります。これは申上げておられるので別に問題は起らないと、かように思つておられるわけでありませう。この点は我々としても何と申しますか、渡りに舟で非常に期待を多く持つておるわけでありませう、これはこれからの努力に待たなければならぬわけでありませう。先ほどのように皆さんがたの御協力も特別にお願い申しておる次第であります。

それから今の果樹園地帯の問題が含まれるか含まれないかという問題ではあります。この問題は今提案者としては果樹園地帯は含めてはいないのであります。別段法案の中には謳つておりませう。ただ問題は果樹園という問題については提案者の一人としての私としては一つの考へ方を持つておるのであります。果樹園が今日べらばうもない收穫を挙げている。他の農作物に比べて問題にならない収入を挙げているといふように考へておられます。又事実においてもそういう場面もありませう。少くとも果樹園というものが一人前の收穫を挙げているのは十年の日子を要するのであります。多年性作物は收穫が挙がるといつても、一般の農家にはなか／＼やれないのであります。そうして五十年も七十年も壽命を持つておるものであります。これを平均してみますといふと、果樹園地帯も相当批判の余地があるのだから、これは儲けるから、収入が多いから別にすべきであるといふ確固たる論拠を持たないものであります。あります。これはとかく常識上から言つて問題に

なりませんので、一応この点から提案者としては除いておるわけでありませう。それからこの過重な労働というものはどういふものでありませうけれども、これは何と申しますか、議論になりますから、私は別にこの点を固執しようとは思ひませうが、私の申上げた過重な労働というものは生産性の非常に低いといふ問題と不可分性を持つておることは申すまでもないのであります。それでは平坦地に比較して何倍かの努力を要するのでありますから、生産性が非常に低率であるといふ問題と労働の過重に陥るといふこの必然性の問題は別個には考へられない不可分性を持つたものには間違いないのでありますけれども、併し問題の原因は、過重の労働という問題は環境の何によつて、傾斜度によつて非常に違つて来るのであります。牛馬さえも、家畜さえもこれは農耕に使うために引張つて行つても、登ることもできない、下ることもできないといふ傾斜度を持つて居る所が多いのであります。そういう所がいわんや人間が荷物を持つて運搬するのでありますから、そこには好むと好まざるにかかわらずこの過重な労働といふものは不可避的な状態になつて居るのであります。これは傾斜度の強いほど過重な労働に陥ることは免れんことでもあります。併しお説のごとく労働生産性の低いといふ問題とは不可分性にあることは私も十分肯定をするわけでありませう。併しこれは幸いにこの法案が通りますと、各種な施設をやることによつてこれらの問題が緩和されると申しますか、匡救されると申しますか、そうしてこの地帯における

なりませうので、一応この点から提案者としては除いておるわけでありませう。それからこの過重な労働というものはどういふものでありませうけれども、これは何と申しますか、議論になりますから、私は別にこの点を固執しようとは思ひませうが、私の申上げた過重な労働というものは生産性の非常に低いといふ問題と不可分性を持つておることは申すまでもないのであります。それでは平坦地に比較して何倍かの努力を要するのでありますから、生産性が非常に低率であるといふ問題と労働の過重に陥るといふこの必然性の問題は別個には考へられない不可分性を持つたものには間違いないのでありますけれども、併し問題の原因は、過重の労働という問題は環境の何によつて、傾斜度によつて非常に違つて来るのであります。牛馬さえも、家畜さえもこれは農耕に使うために引張つて行つても、登ることもできない、下ることもできないといふ傾斜度を持つて居る所が多いのであります。そういう所がいわんや人間が荷物を持つて運搬するのでありますから、そこには好むと好まざるにかかわらずこの過重な労働といふものは不可避的な状態になつて居るのであります。これは傾斜度の強いほど過重な労働に陥ることは免れんことでもあります。併しお説のごとく労働生産性の低いといふ問題とは不可分性にあることは私も十分肯定をするわけでありませう。併しこれは幸いにこの法案が通りますと、各種な施設をやることによつてこれらの問題が緩和されると申しますか、匡救されると申しますか、そうしてこの地帯における



農民の生活に明るい一つの兆といふものを期待することができるとは、これは経済面のみではなく、人道の上から言つて相当重視すべき問題と、かように私たちは考へてゐるわけでありませう。甚だ答弁としては、ともすれば抽象的に陥りやすいのでありまして、私ももう一歩もつと具体的に申上げたような気持ちもするのでありますけれども、その点は三浦さんにおいても十分おわかりのことと思ひますから、この程度においてまあ御容赦をお願い申上げるわけでありませう。

○三浦廣雄君 これは私だけがねばつていてもしょうがない。皆さんの御判断もあることですからこれ以上ねばりませぬ。併し私はどうもこれを明らかにしておく必要があると思ふといふことは申上げるわけには参りませぬ。

そこで今度は第十條のところに農業振興計画というのがありますね。これは提案理由の最後のほうに語つてあります。急傾斜地帯農業が具有する土地及び労働の生産性低位の問題、農地の侵蝕保全の問題、平坦地農業に比べ平均三倍以上の過重労働の軽減乃至平均化の問題等、特有の生産阻害條件に對して解決する粗製畦畔の改良、農業用道路の開発、排水路、それから水を受ける溝の構築、土砂溜貯水槽というものの設置、それから農業用の築道の架設といつたようなことが例示的にございませうけれども、これは何かもう少し具体的にこれらの農業改良計画をする場合においては、振興計画をする場合においては、こういうふうな事項の下にこういう細部計画がされなければいけないといつたようなことが原案の提出者のかたのほうに、おありであります。

か。あつたらそれを承わりたいし、それが今お手元にならないのだとすれば、これを受けて立つ政府当局の事務当局のほうではこれをどういふふうに考へておられますか、それを承わりたい。それで質問を一応終りたいつもりであります。

○説明員(堀直治君) 第二條の基準の問題でございますが、実はこれは提案者のほうから御趣旨も伺つてはおりますが、まだ何分にも予算がはつきりいたしませんので、予算と併せて考へて行く必要があると思ひます。併し一応我々のほうでこの準備をいたしておりまして、この程度以上のものを考へておつたふうなもので取扱へると考へておりますものがありますので、一応御説明申上げたと思ひます。

第一に土地の傾斜度についてであります。これは傾斜度が大体二十度程度を標準としたらというお話もございませうが、こういつたような所に排水路なり、道路なりを計画いたした際には、或る程度下のほうからやつて行かないといふと計画は成立しません。それでこういう場合、地区の、地域の平均の勾配と申しますものは大体十五度以上ということに規定して行きたい、このように考へております。

それから次の土壌の侵蝕度でございますが、これは御承知のようにシートエロージョンとガリエロージョンと二通りあるわけでございますけれども、これらのものを一緒に考へまして、土壌の侵蝕度は土壌の流失率が二五%以上であるか、或いは流失速度が年平均五ミリ以上のものに限定すると

いふふうに考へて行きたいと思ひます。ここで流失率と申しますのは、土壌のいづゆる耕土及び心土の一部でございませうが、A層とB層という層が侵蝕された数字でございませう。それから流失速度と申しますのは、その侵蝕される速度が年平均五ミリ以上、一年間に五ミリ土壌がなくなるといふような所を指すといふふうに考へております。これは今まで私たちがのほうで、土壌保全のほうで仕事をやつておりました地区が大体こういつたような基準でやつておりますので、それを採用したいといふふうに考へてゐるわけでありませう。

それから、これが労働の問題でございますが、且つ過重労働を必要とするといふ問題は、労働のほうで幾らかかるかといふような問題はなかなか調査のしにくい問題でございませう。従いましてこれを一定の基準で何パーセント以上のものをとるといふような基準はこれは恐らくできない。だから事業を採択いたして行きます上において、そういうふうな比較的那の労働を余計に要するものから順次仕事を着工して行くようにしたい、こういうふう

に考へております。一つの例であります。長野県の例におきましては急傾斜地においては、甘藷においては一九四%、大豆においては二〇三%、小麦においては一九六%、こういうふうな生産量を得るために平坦地に比してそれだけの労働を要するといふような一の実例がございまして、こういうふうなものが所々にあるわけでございますが、その基準のとり方なり或いは家畜労働をどの程度に見るかといふよ

うな点に相当問題がございまして、なかなか尺度としてはきめにくいといふことを申上げておきたいと思ひます。それから集団地についてでございますが、ここで申上げます集団地といふのは一つの計画を立てる単位といふ意味でございますが、計画を立てる単位は大体はかの寒冷地帯におきまして二十町歩を基準といたしておりますので、やはり同様に二十町歩以上の一つの計画上の関連地域をつつて行きたい、こういうふうな考へております。

それから農林大臣が指定する地帯の基準でございませうが、これはまだはつきりした原案を保持してございませぬ。併しお手許に表を差上げておると思つておりますが、この表で御覽になりますように、いわゆる急傾斜地と申される所は、畑においては大体三五%以上が、ここに載つてゐる急傾斜地の比率が三五%以上、或いは一六%以上の急傾斜地帯とすに言われております。それから田を加えた場合におきましては大体一五%以上、或いは一六%ぐらゐ以上の程度が先ず急傾斜地帯であるといふふうな考へ方にならうかと思ひます。併しこれは府県についてでございまして、府県の一部を指定するといふことになりまして、郡その他を指定いたしません場合には、もう少しこの比率といふものは上げて考へて行かなければならぬといふふうな考へ方を持つております。これは直接予算の総額と関連して参りますので、一応まあそういうふうなことを考へてゐるといふ程度に御了承願ひたいと思つております。

それから第十條の計画について、いろいろ提案の説明のときに申述べてございませうが、この十條の計画の第一は土壌保全及び土地の改良に関することと申します。それから第二が農道の整備或いは運搬用築道の架設、それから第三が生産技術その他の改良といふことになつております。第四が生産物の加工或いは共同販売、或いは共同施設といふような点になつております。それでここに考へております農業振興対策は、その四つを全部同時に網羅するのではなくて、地域々々によりまして事情が違ふと思はれますので、おの／＼その一つ以上のものを含めた計画を内容とした、こういうふうな考へております。それでそのうちの第一の農地の保全及び改良と申します仕事をやりませうのは、大体考へておる仕事は排水溝とか排水路、こういうふうな問題は主になつてやつております。

それからその次の二番目におきましては、これはもう字の通り道路を作るといふことであり、又ものによつては索道を用ひたい、これは実際に愛媛県その他で実施をいたしておりまして、非常な効果を上げておるわけでありませう。それから第三番目の点、四番目の点につきましては、これはまあいろいろ広範囲に亘るものを内容としたしておるわけでございますが、御説明は省略して頂きたいと思ひます。

○池田宇右衛門君 大体三浦さんその他の委員から非常な結構な要点的御質問を開陳して下さいまして、今更蛇足を加へることもございませぬけれども、この際十分にその内容について今少し深く掘り下げて実地について尋ねて置く必要がある、かように思ふのであります。御質問いたす次第でございませう。

○池田宇右衛門君 大体三浦さんその他の委員から非常な結構な要点的御質問を開陳して下さいまして、今更蛇足を加へることもございませぬけれども、この際十分にその内容について今少し深く掘り下げて実地について尋ねて置く必要がある、かように思ふのであります。御質問いたす次第でございませう。

○池田宇右衛門君 大体三浦さんその他の委員から非常な結構な要点的御質問を開陳して下さいまして、今更蛇足を加へることもございませぬけれども、この際十分にその内容について今少し深く掘り下げて実地について尋ねて置く必要がある、かように思ふのであります。御質問いたす次第でございませう。

○池田宇右衛門君 大体三浦さんその他の委員から非常な結構な要点的御質問を開陳して下さいまして、今更蛇足を加へることもございませぬけれども、この際十分にその内容について今少し深く掘り下げて実地について尋ねて置く必要がある、かように思ふのであります。御質問いたす次第でございませう。

只今予算の關係ですが、この法案は、ないよりは非常に結構である。又これだけの法案を提案するという急傾斜地帯の農業振興は非常にいい法案であると思ひますけれども、その肝腎の予算の裏付けが十分でなかつたならば、折角の案も画に描いたばかりならば、折角の結果に陥り易いのが今日の日本の農業政策に対する一番の欠陥である、かように私どもは常に思ひつてあります。そこで大蔵大臣の個人よりも、むしろ私どもは大蔵省局長でも大臣でも、必ずこの法案については通過後に、必すこの法案に対して裏付けして、振興に対しては予算に計上して、その費用を支出するのやぶさかでないという確証を先ず私どもは得なければ、折角の本案が空に終るの全く誇りとか、か、そういう点を憂えるものであります。この点をもつと突つ込んで御研究を願ひたい。まあ農神さんに對して甚だ我々のことを言うのはどうかと思ひけれども、やはり本案を提案した以上は、そのくらいの決意を持つて欲しい。

それから次に、農業委員会があるが、普通ならば傾斜地の農業委員会は実際にこれを研究して、その地方に即応する振興対策を樹立するのであるが、若しこれらとダブルのようなことになりまますならば、村に何の委員会、かの委員会、甲の委員会、乙の委員会というようにたくさんある委員会で、委員会の濫立で、地方民が苦しむようなことに相成つてはこれ又考へざるを得ない、この点はどうか。

それから更に第三点は、今十條の問題であります。一、二、三と聞いてお

ります。私どもはもつと突き進んで、深く掘り下げるならば、この傾斜地が振興対策によつて、今までの米麦甘藷というふうなものではなくて近代農業化するといふ、適地適作、或いは三浦さんの言つた通り園芸、或いは長野県あたりであるならば桑園、その他、その農業振興その他の研究によりまして、経営内容においても土地に適する農作物を栽培するといふところまで研究しなかつたならば、本當の効果を挙げられない。ここまで研究になつておるかどうか。

それから、更に私はこの前も意見的に不思議に思つたのは、十五條で見たところ、衆議院議員、参議院議員と立法院の立場において委員になることは適當でない、こゝういふことを御答弁になつたと聞いておりますが、これは實に見解の相違である。一体立案したものであつてこそ、計画したものであつてこそそれが監督の責任がある。物をこしらへて、つまり仏を作つて魂を入れずに置いたと同じこと、これはむしろ私は露骨に言うけれども、委員は必ずしもこの法案を作ることだけが仕事でなくて、本當に國民が民主政治の実体を把握するならば、やはり議員の間に非常にこれに経験のあり、又研究の方があつたもの、やはり参画して、自分の立案したもの、どの程度の成績を挙げて行くか、又どういふ育成の方向に辿つて行くかといふことを責任を持つてその當に當るものが今後のあり方であると思ひます。然るに、この前の法案と言ひ、今度の法案と言ひ、折角書いて置いて削るな

というところは、これは誠に何といふか、運営的に考へて、真に育成の目的を達成するといふことの不熱心と申しますか、そこに欠陥がありはしないかと、かように思ひつておつた、これはむしろ私の意見になるかも知れませんが、衆議院の諸君においても、提案の諸君においても反省して、むしろ進んで自分が種を播いた以上育成して、さうして実を結ばすといふ熱心さがなかつたならば、折角の法案もいわゆる仏作つて魂を入れざるの空に流れるといふやうな結果に陥ることを恐れるのである。先ずこの四點について率直に簡明に意のあるところを御説明を承わりたいと思ひます。

○衆議院議員(農神太郎君) ちよつと先になるかも知れませんが、その点はお許しを願ひたいと思ひます。この急傾斜地帯にどういふ適作を要するかとどういふ問題は非常に重要な問題であると思ひ、提案者による準備があるかといふお尋ねであります。これはもうお説の通りだと考へております。単にこの土壌の流亡を防止するとか、或いは農道とか索道をやつて、さうして環境の改善を図ることはもとより必要であります。それと同時にその地域に最も適した作物を選び、又それに対するところの特

殊な育成方法をとつて行くといふことは必要であります。これは急傾斜地帯の土壌なども非常にまろく、でありまして、適作と申しましたも、皆それぞれその地域に特異な關係を持つておるのであります。先ほど果樹園芸の問題も質疑の中にありましたが、これなどもありますけれども、併し今日の急傾斜地の面積から申しまするとい

と、これは一小部分に過ぎないのであります。例へば温州みかんのごときでも、これは大体黒潮の流れる暖い地帯に適作でありまして、全面的に今の急傾斜地に向くと申すことはできません。そしてこゝういふ問題は提案者として等閑に付しておるわけではないのであります。最も重要な問題とは考へておりますが、これを一々その地域に應じた施策の具体的なものを持ち合せていらないわけでありませぬ。その点は將來この法律が成立しました時において運営の面において勸案をさせたい、かように思つておるわけであり

ます。なお第一点でありましたか、予算の問題であります。これはもう殆んどお説の通りに仏作つて魂を入れなくては何の意味もないのであります。これはこれまでの大蔵当局にいろ／＼予備的の折衝をいたしました経緯、模様を申上げたのであります。提案者側といたしましては、それ以上大蔵当局の言質を得ることは、公のものとしてはできんわけでありまして、これは御心配を頂くことは当然であります。この委員会の席上に大蔵大臣、或いは大蔵当局をお呼び下さつて、この席上でその点を一層確かめて頂ければ、我々提案者としても非常に満足に思ふ次第であります。

それから十五條の問題、これも御意見御尤ものことでございます。私も池田委員のお説に十分何と申しまするか、理解し得るのであります。ただこの問題はいろ／＼意見の分れるところでありまして、結局これはいろ／＼農林大臣が計画をいたします場合もありますし、或いは府県知

事が計画をする場合もあるのであります。それを審議会においてまとめ上げたものが出て参りまして、これらに對する問題は結局まあ國権の最高機關である議會において検討さるべきが本當で、一方に行政面に携つて實際にやつておるといふと甚だ不都合と申しまするか、條理の通らないような面があるといふ話も濃厚に出て参つて、さうしてこの項を削つたのであります。正直なことを申し上げるといふと、甚だ申し上げにくいことではありますけれども、提案者の中にも必ずしもこれは皆の意見というものがはつきり一致しておるわけではないのであります。將來この運営の面において現在の提案の方法で不都合と申しますか、運営上どうも何だか引縮りがなくいか、或いは実効を挙げにくいとかいふような場合においては將來において又修正をされるというやうな時代も来ることも或いは予想できないこともないのであります。今日の段階においてはこゝういふ処置をとらざるを得なかつたといふ事情を御諒察をお願い申上げたい、かように思つておるわけであり

ます。それからもう一つは農業委員会との關係であります。これは重複はせんと考へるのであります。十分その点は調整が取り得るとかよりに信じておるわけでありませぬ。なお御質疑の中にはございませぬ、関連性を持つたものでありますから、一言附加しておきたいことは、雪積寒冷地帯の法律を實際において活用する場合に、この急傾斜地法案と競合する場合があります。せんか、或いはこれがこゝろがらがつて計画に非常に困る場合があります。せんかとい

うこの間質問が衆議院で出たのであり

ます。

ますが、これはちよつと違ひはしますけれども、今宮本さんの御心配になる農業委員会などの関係とやはり似寄つたような問題でありますので、補足しておきたいと思ひますが、そういう場合も必ずないとは申上げられぬのでありまして、例えば雪積寒冷地帯の法律は地域がはつきりと限定しておりますから、その地域外に及びませんが、この急傾斜地法案は雪積寒冷地帯の地域にも該当するものがあれば及びわけでありまして、従つて雪積寒冷地帯の法律と競合する場合がありますが、この場合においては農林大臣がこの調整に当ることになつておりますので、不都合は生じないと、かように考へておるわけでありまして、多少農業委員会との関係は違ひますが、補足的に附加しておきたいと思ひます。

○池田宇右衛門君 なお一つこの点の御研究になつておるかどうか。御承知のごとく急傾斜地においての收穫は平坦地の半額である、或いはものによつては四分の一程度の收穫である。然るに税の賦課と云ふことを税務当局によつて調査したときにおいては、この国税なり地方税なりが平坦地等とそうかくさん運わぬ課税をされておるといふことでもあります。こういう振興に對するところの法案ができた場合においては、税が減税になるというところも又織り込んでおかなければならぬ。そこで国税なり、地方税なりに對しては、労力も過重であり、肥料も効果がなない、まあ折角法案によつて振興会ができて、着々収入を上げて、税のほうがかつて取られてしまつたというふうな悪結果になつても非常に農民は氣の毒であるから、これは十分に研究して税

の賦課對策については公平適切な方法を講じておかなければならぬ。これは恐らく考へていないだらうと思ひますが、一つ強く要望しておきます。それから次に先ほど事務当局から工事ということがあります。私は工事に對しては素人でございまして、實際に基礎は知りませんが、普通河川工事や、それからこうした治山と申しますか、工事を見ておきます。ところが下からやつた工事には失敗が多い、なぜならば上から多量なる雨量によつて土砂が流れる、或いは水害の大きな場所には工事を上から埋めてしまつてから順次にやつて来た工事においては再工事、再々工事は割合に少い。どうも政府の工事政策を見るに、河川でもこうした治山でも、こういう工事に對しては下からやつて再三再工事繰返すような傾向があるから、これは事務当局が十分に研究して、国民負担の血税を使つて工事をやるに際しては、その工事は二度、三度繰返さないように十分に研究されて欲しい。それから更に耕地の狭い零細な農家の経営にはやはり傾斜地といへども開墾をして行かなければならぬ個所がたくさんある。この開墾された傾斜地においてはやはりこの法案の適用を受けて、それなりの振興對策として政府の助成、或いは援助政策に入つて行くかどうか。この点も御研究になつておるかどうか。この三つを更にお尋ねし、これは農神さん、事務当局からも十分なる覚悟と誠意ある答弁をお願いしたい。

○衆議院議員(農神岩太郎君) なお事務当局のほうからも補足してもらいたいと思ひますが、今の課税の問題、急傾斜地における收穫と平坦部の收穫からの賦課の問題であります。この課税の問題は先ず平坦部と何らの差異というものが設けられていないわけでありまして、これまでは殆んど同額のもので課税されておるのでありまして、我々のほうでは関係の代表者がつまり同税庁の出張所へ押しかけて参りました。この問題を幾たびか陳情をしたわけでありまして、それでこの国税庁の出張所のほうでも非常に同情はしてくれてあります。そして課長會議の議題にまでしてくれまして、できるだけ考へよう、こういう話をしてもらひ、幾らか考へてはくれたことでもあるのでありますけれども、どうしてもこれは税制の根本に触れなくては、單に国税の事務所長なり出張所長が同情してくれただけで解決のつかない問題でありまして、これは將來に課税の大きな問題である、かように考へておるわけでありまして、なおこの收穫の点であります。この委員であられる三橋さんなどは長く愛媛県に三十年もおられた人でよくわかつておるのでありますけれども、果樹園芸の地帯は一小部分であります。その他は甘藷とはだか麦との大體混合作業であります。而もそれは下のほうの表土の深いほうは混合作業にはやつて行かすけれども、中腹から空のほうは單作であります。なぜ單作によらなければならぬかといふと、さつまい芋を温床で育てて、そして早く植えて梅雨明けの早蕨に植えるだけの量が伸びていないと枯れてしまふ。雨以外には灌漑の方法がないのでありますから、止むを得ず表は播かないで芋だけの單作

の地帯が多いのであります。芋は労力と肥料で作りますのであります。これは土壌の恩恵というものは考へられないのであります。總体量としてはたまたま労力と肥料によつて收穫を上げるのです。中にはもうさつまい芋でも反当千五百貫ぐらゐる所もあるのであります。平坦部に負けないような收穫は挙げておきます。その代り先ほど農林当局でも御説明のあつたように、愛媛では四反幾ら、三反幾らという狭い面積を寄つてたかつて一生懸命やるのであります。そういう実績は挙げておきますけれども、條件としてはなか／＼そういう收穫は普通では挙げられないのが実情であります。以上甚だ簡單であります。御質問に對してお答えをいたしました。なお足りない点を事務当局のほうから御説明申上げます。

○説明員(堀田治君) 池田先生から大変工事についてのいい御忠告を受けたわけでございますが、誠にその通りでございます。特にこのような工事といたしましては、最上流端の河川工事であります。こういう所の工事がしつかりいたして来ますといふと、下流の排水路その他が又災害でやられるといふようなことが少くなるといふ意味もございまして、この工事の施行及び、又同じこの工事そのものにつきましても、施行の順序については十分注意をいたしまして、そういうふうな失敗のないようにして行きたいと思ひます。

○開墾地の問題でございますが、今現在やつておる或いはこれから工事をやるというふうな開墾地につきましても、先ほど申上げましたように、大體急傾斜地は取扱わない、或るべく緩傾斜地についてだけ開墾をして行くといふふうな取扱いではございませうけれども、なおそれでも止むを得ずさつまい芋をやる場合には、あらかじめさつまい芋の起さないように、或いは労力についても或る程度の道路工事その他を考慮いたしまして計画をいたしておきますので、この法律の適用を受けなければならぬといふものはないようにして行きたいと思ひます。早く面積を作り上げて増産に寄與したいといふことが一杯ございまして、往々にして、そういうこれらの施設を欠いておるものが相当多いわけでございます。従ひまして以前の開墾地については、やはりこの法律によつてさういつた工事をなつて効果を挙げて参りたい。かように考へております。

○松永謙雄君 議事進行について……先ほど事務当局からの御答弁によりますると、私の質問した趣旨と符合しておらない点があります。なぜかという法案が出るに至つたかという事情についてお尋ねいたしましたその理由として、提案者の御説明によると、漁業の不振、人口の稠密、その他であると言われたようですが、なぜ漁業が不振に陥つたかという点について、簡單でよろしいですけれども、農林当局のその方面のかたの御出席を願つて御説明願いたいと思ひます。

○衆議院議員(農神岩太郎君) この沿岸漁業の問題に触れたのは、私が申上げたのであります。大體私の申上げたのは、この法案を提出する動機と

か、或いは原因にこれがなつていて、私はいふのではないのでありまして、私はこの一番急傾斜地帯の典型的な地帯は瀬戸内海、或いは豊後水道に面した面が一番多いのでありますが、その発生源、これは何も文献によつたのではないのでありますけれども、我々が常識から判断して見ると、最初は何故に、これは考へ方によるといふと物好きなような考へ方を持つておる人があつて、あんな山のつべんまで耕やして、自分らが好んで過重な労力を費やし、麦や芋を食つてやつていふといふことは、これは農業じやない、芸術だと評する者があるのであります、この面から言つて、これはあんな地帯を掘らなくても、もう少し平坦地のほうへ移住したらいじやないかといふような簡単な考へを以て見る人もあるものでありますけれども、私はこれは急傾斜地帯全体に適用するわけでもなんでもないのでありますけれども、瀬戸内海とか或いは豊後水道に面した地帯の典型的な急傾斜地帯の起源といふものはどうもそういう気がしていけない。つまり最初は漁業中心で、食べるものだけはいわゆる自給しなくちやならん、移動交流はその時分には行われん時代でありますから、そういう関係でやつて行つたものが、今日は沿岸漁業が振わなくなつてしまつて、もう機動力の強い船で遠方まで行かなくては漁業は成り立つて行かないから、必然的に僅か一月当り三反とか四反とかいう傾斜地を守つて食つて行かなければならないような状態に追い込まれておるよりに私は見ると、こういうふうに乗上げたのであります、この法案を出すに至つた動機でも原因でもないの

昭和二十七年四月二十五日印刷

昭和二十七年四月二十六日発行

ありますから、その点を御了承願ひたいと思ひます。

○松永義雄君 ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(羽生三七君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(羽生三七君) 速記を始めて下さい。

なおまだ御質問があるかと思ひますが、大分時間も経過いたしましたので、明日更に質疑を続行願ふことになつたしまして、その際大蔵省当局の出席も求めて、そこで先ほど来問題になつておるようなことについて十分御討議を願ひ、できれば明日にでも採決にまで入りたいと思つております。併し強いて明日ということではないのであります、大蔵当局の出席を求めた上、十分予算上の措置についても御討議願ひわけでありまして、

本日はこの程度で散会いたします。

午後四時九分散会

参議院事務局

印刷者 印刷行